

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年9月12日（木曜日）
午後3時18分開会、午後4時45分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会

 - 2 協議事項
 沢辺地区土砂等による土地の埋立て事案について

 - 3 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（4名）

説明者
市民生活部長 小松澤 文 雄
環境保全課長 佐 賀 憲 一
環境保全課係長 内 藤 正 弘

事務局職員出席

局長 塚本 哲生
主査 寺嶋 克己

傍聴者（10名）

福田 一夫 議員
柏村 忠志 議員
柳澤 明 議員
平石 勝司 副議長
下村 壽郎 議員
塚原 圭二 議員
勝田 達也 議員
矢口 勝雄 議員
目黒 英一 議員
田子 優奈 議員

○**島岡委員長** はい。皆様こんにちは。只今より臨時の総務市民委員会を開催いたします。それでは昨日皆さんにお配りしました資料を……より説明を求めたいということでございました。……が、本日説明をしていただけるということで、お越しいただいておりますので、よろしく願いいたします。それでは、……。よろしく願いします。まず、資料の提出があったと思うんですけど、そちらの確認から始まってもらってよろしいでしょうか。

○**説明者** 今日は非常に、私事で、決算特別委員会の全体会の終了後に、集まっていたいておるということで、申し訳ございません。今、言ったとおりの資料の説明から入りたいと思います。まず、土砂搬入の中止についてというのが1枚目で、2枚目が、その契約書、3枚目、協定書、その次が、市から出した措置命令書、私宛てに出た、その次が、私が、業者宛てに出した内容証明であります。その配達証明が、最後に一番下に付いています。もう1枚の方は、自主的に今回の件を時系列で並べたものを、作っておりますので、そちらで、ご説明いたしたいと思います。よろしいでしょうか。委員長このまま説明して大丈夫ですか。市で配った資料にはない部分がこの7月12日と7月18日の部分が、市にはないと思います。市が配った書類には、ないと思うんですが、まず、……の代表……氏と、福祉関係の人材派遣について相談をしていました。その時に、うちの……本家の土地が、雑草が道路にかかって、毎年、草刈りに困っている話になり、……氏の知人が伐採した木をチップ化していると言う話になって、……で伐採伐根して整地を請負う提案があり、私が、……本家に出向き、……の方ですが、説明し、伐根整地を、……君に任せるよということで、任されました。その日の夕方に現場で、……に伐採と整地を依頼いたしました。私が、隣の……という会社があったので、その社長の息子と思われる人物に工事に入るという報告をしました。この時点で、工事の開始時期とか、工期は、まだ言っていないんですが、近々、隣に伐採を行いますということ伝えております。7月18日の木曜日の10時の時点で、市役所と、確か、環境衛生課だったと思うんですが、電話で沢辺の土地に残土が搬入されていると、私のところに連絡がありました。この時点で、私は、所用で水戸に居たので、すぐに戻ることが出来ませんでした。その30分あと、環境保全課より、同様の内容の連絡がありました。私は、急いで要件を済ませて、14時の時点で、水戸から現場に到着して、思った以上の土砂というか、その時点では、まだ、道路ぐらいの高さだったんですけども。大きなダンプで入っているという目撃をしまして、急いで搬入を停止するように、……氏に、……氏は現場に居なかったので、電話で連絡を取っています。でも、その後、止まらずに、10台以上は、搬入をされてしまいました。私としては、工事開始の手続きを取る前に、工事が始まってしまい、残土が搬入されたということで、見積もりというのを取って、幾らぐらい全体でかかるか、そういう細かいところ、大まかに80万円という契約はしてるんですが、細かいところを、こちらで見る前に、また、市の伐採の許可を取る前に、始められてしまったという、私の思いです。その次の日、7月19日の金曜日に、朝6時半から8時頃に、ダンプが土砂を多数搬入していると、地元住民から、私のところに通報がありました。で、8時35分に環境保全課からも、私のところに連絡が入りました。9

時半のときに、現場にいた人間に、なぜ、土砂を入れているのかを、質問をしました。……に頼まれているんで、アルバイトでわからないという答えで。口頭で、直ちに、搬入停止を求めたんですが、止まることはありませんでした。で、時間的に、確か11時から12時頃までは、一旦、止まった時間帯はあったんですが、また、12時頃搬入が始まったという連絡が、市の職員からありました。その間、パトカーも来たりで、当然、役所も居ましたが、まず、警察の方も民事のことで、介入できないということで、現場にいた人間を任意同行するとか、警告をするとかという行為は出来ないということで、パトカーの人たちは、見てるだけで、ある程度の時間で帰ってしまった。現場の人に、警察は、取りあえず、事情は、話は聞いたようですが、それは、犯罪ではないですねということで、帰られてしまった。搬入車両の特定とか、発生元の特定だとか、警察とか、市役所にしか出来ないことがあると思うんですが、それは、やっていただけなかったのが、私の方は、自分の力ではどうしていいかわからず、途方に暮れてしまったというのが、私の感想です。5時頃、私が、市役所に出向きまして、これは、市役所の方から、連絡があるから来てくれということで、伺ったところ、私宛てに中止命令が出たので、これは、私宛てじゃなくて、業者の方に出すべきであろうということで、その場では、受け取りを拒否いたしました。この間、市役所の職員と、話をしたりして、感じたことが、感想として、書き留めてあるんですが、初めから、あなたは、議員で、条例に違反したから、辞めてもらうしかないような、そういった感じの言葉が、出ていたので、なぜ、業者に対して指導をするより、私に対しての、個人的なところに、重点を置いているかというところで、私としては、個人攻撃をされているのかなと。私も議員ですが、1市民であるので、被害を受けてるという言葉が、私どもの立場に立って、業者なりを、もうちょっと、指導するとか、また、調べることを調べるという行動を起こして欲しいというのが、私としては言い分でございます。7月20日土曜日、10時頃現場で、土砂搬入というのは、地元住民から連絡がありました。この地元住民というのは、私の方で、朝早く、その道路を通って、必ず、田んぼに人が居るので、その人に、朝早い時間帯、見回りをしてくれというようにお願いしてあるので、毎日、その人が見てくれて、朝の時間帯に入っていると、私に、電話連絡が入るというようにお願いをしておりました。7月20日夕方の5時のときに、一応、その日の搬入が、時間帯で終わったんでしょう。その後、立入禁止の、取りあえず、応急措置として、コーン設置をしました。縛り付けただけの簡単なものですが、一応、進入禁止ということで、看板を付けました。で、その日に、また、5時過ぎてから、市役所の方に行って、中止命令を、私宛てに中止命令を受けました。受け取った理由は、担当の市の職員に、これを受け取ることによって、ご自分の身を守ることになるので、そういう書類であるから、受け取ってくれるということで、私は、受け取りました。また、22日月曜日、6時45分に、お願いした地元の方から、また、私に電話が入り、7時ぐらいに市職員が、到着。現場に入りましたという連絡が来ました。7時20分、市職員が、アルバイトの人間に止めるように、その時、注意してくれましたが、責任者ではないという理由で、搬入を継続されてしまいました。その日に、……の……を呼んで、私と市職員と、その時に、そのアルバイトと言っていた……

と名乗る人物と、市役所で協議をして、止めるように話をしております。この間、ちょっとここに書いてないんですが、市職員に口頭での契約では、おかしいでしょうと、なぜ、契約書作ってないんですかということがあって、契約書はあった方がいいんですかということを知ったら、当然ですということで、契約書を、・・・・・・に作らせて、一応、そこに、押印をしております。それが、そこにある契約書です。7月24日に、その契約書の写しを届けました。26日に・・法律事務所に相談に行き、・・・・・・に対して、中止命令の、内容証明を送付しております。7月27日。また、搬入があったんで、・・氏に電話で中止を要請しました。で、・・氏も急いで止めて、この時は、ある程度、山になっていたんで、危険防止の措置をとることの約束をさせました。市の道路課と補修について、打ち合わせということで、7月29日に市の道路課と27日時点で、道路がかなり傷めてしまっていたので、それを改修するために、どういう風にするかということ、打ち合わせをしております。同じ日に、市役所に、内容証明の写しを届けています。7月30日から8月3日までは搬入が止まっていると思います。4日も止まっています。5日に、私が、救急車というか、・・病院に運ばれてしまって、その後、退院するまで、現場の状況が、ちょっと連絡がとれない状況だったので、ここは、ちょっと、私は、わからないという状況になっています。8月の12日から15日は、搬入はありませんでした。16日、17日に搬入がされたという連絡が、また地元の人から入ったので、・・氏に、なぜ、1回止めたのにやったんだということで、中止を要請しております。その後、22日の15時に、環境保全課の内藤係長と、この件について、打ち合わせを行い、私に対して、重機を早く撤去しろということであったので、重機を、速やかに、撤去するように、業者の方に伝えてあります。これも資料があります。22日から24日まで、これも、搬入されてしまっています。当然、私は、・・氏に対しては中止の要請をしています。24日、土砂搬入中止についての文書を再度、・・氏に渡しております。その後、9月1日に、この間の搬入有り無しは、ちょっと、いまいち、確かではないんですが、ある程度続いてたんで、・・に、文書で再度通告して、重機を出すことで同意をしました。2日の日に、11時、県の廃棄物対策課根本係長、県警から出向されている方です。あと安西主事が、現場に来て、状況を確認して、取りあえず、やってる業者とも話をして、危険防止のための成型をすること。あとは、搬入をできないようにバリケードを設置することということで、根本係長にはその現場で言われています。根本係長も、・・さんがバリケード設置するとき、市の方も手伝う意思はあるんですかという質問を、根本さんからされました。で、3日の日に、・・氏に重機と鉄板の撤去を、6日までにを行うように再度文書で要請をしております。その後、6日の日ですね。小松澤市民生活部長より、私を残土条例違反であるので、告発するという電話連絡が入りました。その時に、五頭副市長に確認し、同様のことであるという回答がありました。・・氏の方から、配送車の手配がつかないので、今日は、重機は出せないと連絡があり、9日に出すと約束して、9日に重機は出ております。7日の日に戻るんですが、現状回復のため、搬出計画と、道路の補償を行うよう・・・・・・に要請しています。で、要請をして、今、・・・・・・に確約書を書かせるということで、バリケードを、私の方で作って、というところで、現在進

行しておりますので、まだここに記載していないんですが、必ず、土砂搬出しますという確約書と、搬出の計画を含めたものを、話しているところです。以上、これは私の方の経緯です。

○**島岡委員長** はい、ありがとうございます。それでは、今令和元年という資料。あと、工事請負書、協定書、措置命令書、通知書は、内容証明付きのがあります。それでは皆さんから、何かここでご意見があれば伺いたいと思います。

○**海老原委員** 確認だけど、所有者は・・・さんになっていて、・・・が作った資料は・・・さんになっている。

○**説明者** ・・・さんの息子が・・・さん、今、現在、90歳を越えていて、少し判断力が弱っているので、・・・さんと話しています。

○**海老原委員** ・・・さんは長男ですか。

○**説明者** はい。

○**久松委員** 24日の資料の中で、契約書がありますが、この契約書は手書きなんだけど・・・さん書いたんですか。

○**説明者** いや、これは相手に作らせて。

○**久松委員** その次のページの協定書も相手に作らせて。

○**説明者** はいそうです。

○**久松委員** 相手というのは・・・さん。

○**説明者** 同じかどうかはわからないんですが、この紙を持ってきたのが・・・です。

○**久松委員** 仕事内容は、80万。80万で、要するに、依頼したとおりにやりますということですか。

○**説明者** そうです。

○**久松委員** 協定書の造成工事っていうのは、製品及び購入。購入土、土か。

○**説明者** うん。

○**久松委員** 7月22日っていうのは、入っちゃってるんだよな。これ、仕事を始める前に契約書とか、基本協定書とか、それを作るべきだったんじゃないか。

○**説明者** うん。仕事を始まる前に、口頭では、頼んだんです。私の方では、そしたらもう、工事に入れちゃった。手続きを一切踏まないで、始まられてしまって、役所から第一報が入るまで、私の方も、全然、気づかなかったというような、普通、私の方で開始をお願いしますというのがあって、工事に入るんですけども、その開始スタートの号令は出していない。

○**久松委員** 12日のメモのところに、工事の開始時期と工期は未定と書いてある。

○**説明者** 今から申請をしなければいけないので、それが、決まらないうちは、いつから、始まっていいですよというのは、私の方から言えないんで。

○**久松委員** それを無視して始まっちゃったってことですか。

○**説明者** そうそう。それも始まりますよという連絡もなしに始まられてしまった。

○**久松委員** ・・・さん、この・・・って、たまたま・・・。

○**説明者** 3年ぐらい前から。

○久松委員 どこだっけ。

○説明者 これは、・・ですね。

○久松委員 この人が、下請けに出した訳。

○説明者 そうですね。

○吉田（博）委員・・さんとの信頼関係を裏切ったんだなあ。この人、・・さんという人。

○説明者 3年ぐらい前から、ネットで調べたかなんかで、私のところに来て、文教厚生とか長いから、福祉関係の施設知ってるんじゃないんですかっていうことで、人材を派遣する先を紹介してくれということ、それで、まあ、主に、電話ですよ。やり取りは始まっています。

○久松委員 この人は、いつでも、連絡取れる状況になっていますか。

○説明者 今、まだ、電話に出ます。

○久松委員 止めてくれて言っているのに、何で止められないんだということについては、どうなんですか。

○説明者 これはだから、口論になるぐらい、私の方は強くは言ってるんですけども。・・の方も、止めろと言ってるんだけど、現場は止まらないんですということ繰り返してました。だから、あなたたちは、それでいいかもしれないけれど、私は、その身分を失うまであるんだよ。これを超えるのは止めてくれてというのは、再三、電話でも言うし、文書でも出しています。

○吉田（博）委員 同じ土浦の市議として、同僚議員として、こういう場で、話をするのは、大変、心苦しい感じがするんですけど、また、・・さんも、本人もそうでしょうけれども。今、見せられた、この造成工事の請負契約書、こんなのないよなあ、これ大学ノートに書いて、それをさあ、手書きで書いて、コピーしただけのさあ。通常の業者はさ、そんな契約書、作らないと思うんだよ。この会社というのは、確かにそういったことをやってる会社か、そういうのは事前に調べなかった。

○説明者 そういうのは、調べなかった。

○吉田（博）委員 調べなかった。

○説明者 言葉では、・・氏の言葉を信用してしまったんですよ。

○吉田（博）委員 その・・氏だって誰の紹介で来た訳でもなく、突然来た人だった訳で。

○説明者 3年ぐらい前に来て、その間は、こう言ったトラブルはなく、普通にやり取りしてましたから。

○吉田（博）委員 大変失礼な質問なんですけれども。通常ね。下衆（げす）の勘繰りなんかじゃないけれど、いくら、止めてくれ、止めてくれて言っても、相手が止めないというのは、・・も、相手に対して、お金を借りてるとか、・・が、また、手数料かなんかの名目で、金をもらってるとか、そういうことも疑わざるを得ないだけ。それはどうなんだ。

○説明者 それはないんです。

○吉田（博）委員 一切ない。

○説明者 こっちから払ったこともなければ、先方からそういうもらったこともないです。

○吉田（博）委員 それと不可解というかな。この資料をね。・・・さんからもらった資料で、12日に、お話しをして、じゃあ、お願いしますよみたいな口約束でしょ。18日に、役所の方からもらった経過概略というのものもあるんだけど。10時に役所から電話で残土が搬入されてると、これは、・・・の方に連絡があったのかな。

○説明者 私の携帯に連絡があった。

○吉田（博）委員 だって、普通、頼んだというようなところは、役所は、知らない訳だから、通常だったならば、その土地の所有者のところに、電話行くよなあ。何で、議員のところに、電話が行ったというか、それがよくわかりません。

○説明者 それは俺もわからない。

○吉田（博）委員 もうその時点で、役所は議員が関わってるところは、わかってんのかねえ。

○説明者 どういう風に把握したかは、役所に聞いてもらわないとわからないんですが、申請も出すこともしてないうちに、ただ、私どもは、土を入れたということで、驚いて、そっちまで、考えてる意図はなかったんですけど。

○吉田（博）委員 こういう事考えられない。役所から土地の持ち主の本家の方に電話がいて、本家の方が、いや、俺、わかんない。・・・に任せてあるからって、言われて、電話が来たっていうことはない。

○説明者 そう思います。この時点では、本家は、まだ知らないですから。

○吉田（博）委員 本家は知らないというのは、土がすぐ入るということ。

○説明者 はい。

○島岡委員長 搬入業者が・・・に頼まれたと言った可能性はありますね。

○吉田（博）委員 搬入業者が、現場に行っただけ。

○久松委員 その可能性はあるかな。

○説明者 それは、役所に聞いてもらわないと、その時点ではその場に居ないんでね。

○吉田（博）委員 ちょっと後で、役所側に聞いてみないとね。わかる訳ないよな。土地の持ち主じゃないだもん。

○説明者 はい。

○篠塚委員 何か非常に聞きにくい。吉田委員がおっしゃったことと同じなんですけども、事実確認ということで。

○説明者 はい。

○篠塚委員 12日の件で、今回の件を依頼されたということで、これで事業主という事業者が・・・がなったということなんでしょう。

○説明者 はい。信頼関係の中で。

○篠塚委員 信頼関係の中で任せるということで事業者という認定をされたということですね。

○説明者 はい。

○篠塚委員 事業者が、これに発注をしたということが、12日の段階で発注者ということとは間違いない。

○説明者 はい。

○篠塚委員 その時に、もちろん、土砂等の埋め立てに関するいわゆる残土条例が、29年に変更になって、少しの土でも入れば、違反になるから、前もって、許可申請を出してくださいということは、その話は。

○説明者 一連の手続きで、私の方でやるので、本家の方は、もう何もしなくてもいいから、私の方で、その手続きはやると。

○篠塚委員 そうすると、手続きをやるという、本家と話をして、事業者、発注者、施工者がいる時にやるから、それを手続き終わるまで、作業しちゃいけませんよということで、工事期間は未定だったということ。

○説明者 そう。それから、やっちゃいけませんよではなくて、開始時期は、私の方で指示をしますよという、そういう言い方をしました。

○篠塚委員 契約書の件なんですけど。請負契約書を印紙も貼ってないし、これはもう、成立した契約書ではないですけども、これは、後から交わしたということなんですね。

○説明者 これも口約束で始められてしまったんですけども、契約書もなく発注したんですかということで、保全課の方で言われて、後から作りました。

○篠塚委員 その時点で、搬入された時点で勝手にやられちゃう訳ですよ。被害者として、勝手には残土が捨てられないように、自己防衛で柵を作ったり、それから、訴えたりすると思うんですが、それは、やらなかったということですか。

○説明者 柵っていうか、柵は作れない状態なんですよ。鉄板が敷いてあって、だから、取りあえずコーンで対応したし、後は、何でしたっけ。言われたのは。

○篠塚委員 訴えとか。

○説明者 訴えるというのは、弁護士の先生に相談しようということで。

○篠塚委員 18日の段階。

○説明者 18日の段階では、そこまでの、まず、役所とのやり取りに終始したということですよ。

○篠塚委員 ちょっと気になるのが、それで感想があるじゃないですか。その時、身分をはく奪されるような雰囲気だと。こんなの知ってて、そういう話をされたということがあったんですか。

○説明者 そういう言葉が正確にはこう言われたということは、言えないんですけども、そういった言葉が出ました。

○吉田(博)委員 言えないというのは覚えてないということ。

○説明者 覚えていない。だから、辞めるしかありませんよ的なことを言われた。だから、土を止める止めないなどの前に、私の身分のところに話が来てるから、心配をして言ってくれたのかしれないけれど。私としては、土を止めるのが先だろう。

○篠塚委員 書類上の段階では事業主である。

- 説明者 うん。
- 篠塚委員 ……さんが責任者でありますよということになってる。
- 説明者 そうですね。それは終始、私が発注している。
- 吉田（博）委員 県の方が来ましたよね。
- 説明者 はい。これ大分、後ですね、9月2日。
- 吉田（博）委員 9月2日だね。さっきの説明の中で、県の廃棄物対策課の方で、市のことを言っているのは何なんですか。
- 説明者 要は、バリケードを設置する。まず、危険防止のために、かなり、でこぼこしたんで、崩れないように、かなり成型をさせろと。その後に、重機を出して、その後に、バリケードを設置しなさいと、バリケードの設置を…さんがやる時に、市は、手伝うつもりがあるのかどうかのような趣旨のことを、根本さんは言っていました。
- 吉田（博）委員 それは、市に対して言ったの。
- 説明者 市に対して。市の職員に県の職員がそう言った。
- 吉田（博）委員 それで市は。
- 説明者 あいまいな返事だったので、それは、私の方でやりますからということで。
- 久松委員 12日に現場で、……に、伐採整地を依頼したと。その後で…さんが……に出向いている。この……というのは何ですか。
- 説明者 今回の件の隣り、会社というか、資材置き場が……。
- 久松委員 隣りというのはこの隣り。
- 説明者 土砂が入った土地の隣り。
- 久松委員 隣り。
- 島岡委員長 ご近所に挨拶に行ったということですか。
- 久松委員 そういうことか。挨拶にいったということか。
- 説明者 そうそう。
- 島岡委員長 今度やりますよということで。
- 説明者 そのうち、やりますからということで、迷惑かけてすみませんということ、一言、言っておくために。
- 島岡委員長 はい、どうぞ。
- 吉田（博）委員 この新聞なんかにも出てるけどさあ。市は、警察の方に、……と業者を告発するという事なんだよね。まだ告発のあれは持って行ってないような。昨日の委員会なんかの段階では。
- 説明者 その辺は、ちょっと、私は、除斥された場所で全協なんか開かれています。
- 吉田（博）委員 仮に告発されたという場合に、今後、……は、どのような行動をとろうというような考えで、今いるのかな。
- 説明者 うん。だから、相談してる弁護士さんと、民事で、……に対して、訴えを起こすことと、今、市の方の対応について、私的には、不安な部分もあるので、そこは争っていくしかない。
- 篠塚委員 告発状は送ったということでしたが、受理されてないということで、でも

告発状は持って行ったということだったんですよね。これは内容を精査して持って行ったという事ですよ。

○説明者 市の方から、私の方に持って行きましたという連絡がないので。私もですよ。それはわからないんですよ。

○篠塚委員 これは報告があったんですか。

○説明者 ただ新聞記者から聞いただけです。

○篠塚委員 今の争うというのは、不当なやり方っていうことを主張されてるんですね。

○説明者 要は、業者と私と一緒に告発するのは、それは違うんじゃないんですかと。そこは、私は被害者ですから、これ、私の考えでは、私は、被害者ですから。だから、業者に対しては、私の方は、訴えを起こすしかないんだけど、市が、なんで、私のことを、こんな短期間のうちに、中止命令とかに行く前に、ある程度、文書とかなんかで、行政処分段階を踏まないで、いきなり、中止命令、告発というスピード感というか、これも、全然、こっち側に立って、業者に対して、一緒になって取り組もうとか、指導しようとかという姿勢は感じられなかったんで、その部分は、私は、闘っていく、簡単には納得できない。

○海老原委員 時系列を送ってですね、18日、19日、その後、搬入があって、22日が搬入ということですね。それで、22日、搬入があった時点で、例えばそこに、車を置くとか、そういうのは怖くて出来ないのかな。

○説明者 うん。車を壊される覚悟でやるしかないですよ。

○海老原委員 そこまでは、22日の時点でね。

○説明者 現場の状況からいって、かなり、厳しいですね。コンマ7のユンボ、でかいユンボが2台入っていて、鉄板が敷かれていましたけれども、あんまり、柄のいい人達じゃないのが、やってる訳だから。私1人でそれを制止するというのは、かなり厳しい。

○吉田(博)委員 ……の下請けの………ってというのは、知っているんですか。

○説明者 うん。一緒に役所で会ってますから。

○吉田(博)委員 会ってるんだけど。

○説明者 それまでは知らない。

○吉田(博)委員 役所で会っている。いつだっけ。そのさっきの説明では、…と会うのは7月22日だよ。そこの現場にいたアルバイトの人というのではなくて。

○説明者 そこで…さん呼んだら、くっついて来た。

○吉田(博)委員 それは現場に居た人なんですか。

○説明者 現場でオペレーターやっている。

○吉田(博)委員 重機のオペレーターですか。それが………の「………」っていう。

○説明者 ……としか名乗っていないので、下が、……だか、……かは、わかんないんですけど。

○吉田(博)委員 これ役所の方の資料だから、そう書いてあるんですよ。これは良

く知らないんだ。

○説明者 これ良く知らない。

○吉田(博)委員 じゃ、要するに、ダンプが何百台分どっから来たというのも、何にもわからないんだ。

○説明者 だから、・・に聞く以外にないんですよ。

○久松委員・・さんは全くわからない。

○説明者・・がどこまで把握してるかっていうのは、・・に、ある程度聞いて、聞いてというのは、ある程度できる。ただ、全容は、・・がどこまで把握してるかどうかはわからない。・・に言って、止まる時もあるんですよ。・・が何社かに頼んだ中の・・以外の業者であれば、きっと、止まってたと思うんですよ。・・が絡んでくると止まらなくなるんです。

○久松委員最初に伐根をして、それで穴が空いたでしょう。設置しながらという場合に、よそから、土を持って来て、埋めたらまずいよというのは、思ったんでしょう。

○説明者だから手続きをとらないと駄目ですよっていう。要は、これから市役所に申請を、私の方でして、工事ができる段階になったら、始めてくださいっていう手順で行こうと思ってたんだけど、もう、すぐに入れられちゃった。

○久松委員それを・・さんの手配でやったということ。

○説明者多分そう。

○吉田(博)委員相手を知らないで、やっちゃったなあ。

○柴原委員契約書も、80万としか書いていないんだよ。そこら辺からしてもおかしくなっちゃった。俺は、頼まれてやったんだというところなんだろう。

○島岡委員長現状の回復のための、・・への文書による要請ということで、書いてありますけれど、現状の復帰の契約書はいただけるんですか。

○説明者今、作るところで、今度、私が自分で作って、それにハンコを押させようとしている。その作るに当たって、もう一度、弁護士の先生に相談して、これで大丈夫かどうかというのを、今からやろうと、それと、同時に、排出の計画も作らないといけないんですけど、土の行く場所が、今のところ、見つからないので。

○島岡委員長当然、その搬出するということは、排出しなければいけないことになるということは、・・の私が悪いことしたんですっていうことを認めたということになりますよね。だから、違法に入れてしまったから、搬出することは、当然で、それをやりますよっていうね。その書類を、早急に作ってもらって、それを、公の場に出すことは、一つのあれだと思うんですけど、それも、弁護士に、全部それを、中に入れてもらって、それは可能なんですか。

○説明者それは、こっちでお願いすれば、相談に乗ってくれることになってるんで。

○島岡委員長ありがとうございます。何か他にございますか。はいどうぞ。

○久松委員現場回復については、・・の責任でやるということで合意している。

○説明者当然これは、原状回復費用なんか私には出せないから。これは全部やらせるしかない。

○久松委員 いや、相手方は、合意してるんですか。

○説明者 今のところ、話し合いの最中で、電話かければ、出るのに、逃げてしまう感じは今のところない。約束をしたものを、完全に守らせるためには、普通に、相対の契約じゃなくて、弁護士の方に入ってもらった上での、ことじゃないと、まずは破られてしまう。そこは、簡単にね。

○久松委員 持って来たところに戻すことは可能でしょう。

○説明者 それしかないと思うんですよ。ただ、それがまた、条例違反になるかどうかという問題もあるようなことを、役所に言われたんで。

○久松委員 だって、元に戻すんだらうよ。

○説明者 うん。結局、違法な土だとしたら、それを、違う場所に移しても、違法なのは、違法だっていうことから、戻す場所が、大変なんですよ。

○海老原委員 そっから持ってきたという証明ができない状態。

○久松委員 では、持ってきどころがねえじゃん。

○島岡委員長 じゃ、もう一つ、・・・の・・・さんのお住まいとか、わかってるんですかね。

○説明者 電話番号と住所は、名刺が有りますんで。

○島岡委員長 実際に、ここに住んでいるという。

○説明者 そこまでは、家までは行ったことはない。・・・の家がどんな状況で、・・・がどこにあるっていうのは、つかんでいない。名刺の場所って。

○島岡委員長 そりゃ名刺なんか、いくらでもできちゃいますもんね。その他、ご質問ありますか。取りあえず、・・・さんの体調もあんまりよくないみたいなんで、皆様からの、ご質問がなければ。

○篠塚委員 はい。・・・さんの話を、今日聞いたんで、一旦、また委員会の方の方向性は、またちょっと話し合いをして、それから、全員協議会で報告しなきゃいけないと思いますんで。今度ね、その報告をするしかないと思うんで、もう一度、委員会を開催するか、今、お話いただいたんで、退席をしていただいて、話をしていかないと、やっぱり全員協議会で、委員会として、報告をしていただいて。

○吉田(博)委員 それと、この後、出来れば執行部にもう一度。二、三、ちょっと、お伺いしたいことがあるからね、もう・・・さんには退席していただいて、執行部とちょっと、聞きたいなっていうのが出てきたんだよ。

○海老原委員 というのは、これ執行部が作ってきた資料と、それから、・・・が作ってきた資料で、例えば、7月18日のところで。若干の食い違いのところがある。食い違って、よくわからないところがある。例えば、ここで執行部の資料がありますかね。

○説明者 これ、この場所にはないですが。それでも言ってもらえば良いですが。

○海老原委員 18日の午後、役所は、・・・と・・・氏に事情聴取としか書いてない。これに対して・・・のは、搬入停止を15時、7月18日に15時に・・・氏に電話で連絡とか言ったことで、他のことも含めて、もうちょっと、調査行ってですね。担当にもう1回入ってもらおうといいかな。そういう意味で、役所の方から、詳細なものをお願い

たい。

○説明者 時系列は、役所の方が、正確であると思うんです。時間が、14時15時、何分ってところまで、記録しなかった。

○島岡委員長 はい、わかりました。それでは、本日、・・・からお話を聞かせていただきましたので、今回は、臨時の委員会を、執行部に来ていただいて。

○篠塚委員 すいません。それは、退席していただいてから、委員内で話し合っていたかと思いたいと思いますんで、今後の方向性は、ちょっとそれは退席されてから話し合ってください。

○島岡委員長 じゃ、こういうことでいいですか。

○吉田(博)委員 いうよね。

○説明者 待機してなくていいですか。

○島岡委員長 はい。

○説明者 すみません。ありがとうございました。

(説明者退席)

○島岡委員長 それでは委員会の方、継続させていただきたいと思います。なぜ、先ほど、私が、そんなことを言ったかと申しますと、・・・にも、次、また、あるかと思ひまして、ちゃんと我々は、正確な情報を得たいということと言いたかったもので、・・・が居るところで、言わせていただきました。それでは皆さんから、今後のスケジュール等をどうすればいいか、ご意見いただきたいと思います。

○吉田(博)委員 この後、まだ時間あるから、執行部を呼んで、昨日、宿題出してあるでしょ、田宮の件、田宮もこう言った状況の残土があるといった件、あれ調べたかな。

○篠塚委員 わかる範囲で、来てもらったらいんじゃないですか。

○久松委員 ちょっと暫時休憩して執行部に来てもらうといいでしょ。

○吉田(博)委員 そうですね。

○島岡委員長 一応昨日の段階で、控えといってくれとっておりますので、今、連絡していただいて、今日は来れないっていうか、来れるかちょっとわかんないんで、暫時休憩で連絡してみます。それでは、10分間の休憩といたします、

(午後4時10分 休憩)

(市民生活部 入室)

(午後4時20分 再開)

○島岡委員長 お疲れのところを、ありがとうございます。

それではまず、こちらの、今日、まず、・・・からいただきました、この資料なんですけど、この取り扱いにつきまして、皆さんとコンセンサスをとっておいた方がいいと思うんですけども、こちらの方は、回収または、皆さんに見せないように、保存は、どのようなことにいたしますか。

○海老原委員 保存でいいんじゃない。チェックするのに必要だよ。

○島岡委員長 それでは、皆様方に持っていただいて、外に出ないように、はい。出ないような形でお願いいたします。また、こちらの資料は、執行部の皆さんにお渡しして

も、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

○**島岡委員長** それでは、・・・の作っていただいた資料をお渡しします。ご存知の部分でしょうが。それでは、前回の委員会の折に、田宮での、こういう事例があるということで、この件を部長の方で、調べていただいたということで、まずはそちらの方から、よろしいでしょうか。

○**小松澤市民生活部長** まずは田宮の件について調べましたところ、平成29年12月8日、9日、2日間に渡って、田宮地内で、土砂の搬入されている。地主が警察に通報して、警察が入っての事案となっております。その後ですね。やっていた方、行為者、警察等々の話があったと思うんですけども、警察、地主さんに謝りに来たと。実は、隣の田んぼを埋める予定だったのを間違ってしまったということで、報告あったと。そこは農地なんですよ。雑種地ではない。農地の改良工事を依頼されたと。いわゆる農地を平らにして、土を入れて、色々あるんでしょうね。使えるようにして欲しいという農地改良の依頼を受けたんで、やったんですけども、隣の田んぼを埋めてしまったと。直ちにやめると、2日間だけで止めた。で、現場からは、鉄板と、重機を撤去したそうです。その後、地主との話し合いで、当然、予期していないことが起きてしまったので、撤去して欲しいという話し合いをもたれて、地主と行為者との間で、念書なるものを交わされて、土砂を撤去しますという念書が交わされて、29年の12月に事件があったそうですけれども、その後、地主さんのメモ、今日、いただいたんですけども、その行為者なる者と交渉を続けて、今まで解決はしてないけども、去年の9月までは交渉してたというのは事実です。で、そもそもは、農地転用、農地改良という場合には、農業委員会の許可を取らなくては、残土条例の許可も出ない案件でございます。これについては、農業委員会も、把握している状況で、農業委員会が、主たる指導機関となって、やっていくと。当然、環境保全課の方も、それについては、協力もするし、一緒になってやっていきたいと思います。

○**吉田(博)委員** 部長それは、農業委員会は把握しているということなのか。

○**小松澤市民生活部長** 把握してるということです。

○**吉田(博)委員** 地主と業者との間で、撤去しますよと言いながら、そういう交渉を続けたのが、去年の9月までだと。それ以上は、やってくれないからというところもあって、両方の話し合いを持たれてないと。でも、土は、そこに入っちゃってる。無許可で。

○**小松澤市民生活部長** 農地法の許可を受けずに入ってしまったということで、未だに置きっ放しの状況です。

○**吉田(博)委員** それは告発の対象にはならない。

○**小松澤市民生活部長** まずは、先程申したように、農地法の4条または5条の申請を出して、そういったことを出して、許可を得ないと埋立てできない。ですから、残土条例の適用の前に、農地法の適用がある。

○**吉田(博)委員** はい。ていうことは、今間違ったという、隣の田んぼに埋めたという

やつを、こっちへ戻すには、農地法でもって適用なるから、それを申請してやるという。それもやらないんだ。それはやってんだらう。

○小松澤市民生活部長 やってないという事実があります。

○吉田（博）委員 そうすると、それはもうそのままになっちゃうの。

○小松澤市民生活部長 農地法の考えになると思うんですけども、行為者がやれば一番いいんですけども、行為者がやらない場合には、地主さんの方にそれを求めていくようになるのかなと。

○吉田（博）委員 ん、よくわからないなあ。

○島岡委員長 今の田宮の件は、この程度でよろしいでしょうか。

○小松澤市民生活部長 もうひとつ言いたいのは、残土ではないかなと思っていうのは、私の意見で、担当ではないので、農業委員会の方で、それは判断していくんだらうと。

○吉田（博）委員 農業委員会に聞かないとわからないだらう。田宮の件は、ずうっとそのままか。残土条例の前に、農地法が入ると。

○島岡委員長 はい。それでは田宮の方も報告いただきましたので、戻りたいと思います。それでは執行部の皆さん、来ていただいている皆さんにご質問ありましたら、お願いします。

○吉田（博）委員 あのさ、さっき・・・さんとお話を、色々、説明を受けたんですけども、7月の18日に、まあ、役所の方で、ダンプで土砂を入れてるからと、・・・さんの方に連絡をしたと。・・・さんの方も、そういう風に、役所から電話が入ってるっていうことで、合っているんだけども、あそこの土地は、・・・の土地じゃなくて、本家の土地だから、なので、本家の方に電話が行かなくて、・・・の方に、なんで電話が行ったのかなっていうのが、ちょっと単純な疑問がどうしても

○佐賀環境保全課長 はい。現場で行為者に対して、聞き取り調査を行った際に、・・・の方のお名前を、教えていただきました。・・・に頼まれて行っていると言うようなことを聞き取り調査いたしまして、それで、連絡させていただいて、現地の方で話を聞いたというような状況。

○吉田（博）委員 そんならわかる。・・・の土地じゃないのにさあ、議員のことなんて知らないのにさ、連絡が行ったのかなと思って。それと、昨日も言ったけれども、どうも役所のやり方が早いんだよな、すごく早いんだよな。18日に現場とか、なんかとそれがあってさ、19日にもう措置命令を出してるんでしょうよ。そういう役所の仕事って、色々あって、決裁でそういうのってっさ、文書とかで、係長から課長とかさ、こういう訳で行くんだけど、通常、俺が、議員で20年、そんな早い決裁が回るって、俺、あんまり知らないんだよな。大体2、3日はかかるんだよな。何で、こんなに早かったのよ。

○小松澤市民生活部長 やはり、案件が案件でございましたし、現場に搬入している状態も、かなり、大規模だったんで、速やかに対応しなくてはいけないだらう。現場で指示しても、なかなか聞いていただけないというのが見えてたもんですから。

○吉田（博）委員 1回行っただけで、18日行っただけで。

- 小松澤市民生活部長　すぐにやらなくてはいけないという話で。
- 吉田（博）委員　これもちよっと措置命令の決裁なんかは、18日の午後とか、行って帰ってきた後に、もうすぐ作って。
- 小松澤市民生活部長　18日に現場で指導した。そこで、止まらなかった。19日朝行ったら、その時点で、これは止まらない。これはすぐに措置命令をしないとイケないという判断で、市長まで、決裁をいただいて、直ちに、行為者を呼んで、渡そうとした。
- 吉田（博）委員　それは、そう思ったんだ。こりゃ止まらない。
- 小松澤市民生活部長　はい。
- 吉田（博）委員　止まらなると感覚的に。
- 小松澤市民生活部長　はい。
- 今野副委員長　この18日の、一番最初に搬入された時に、職員たちは、どういう方たちが、現場に行って、それについて、今、部長がおっしゃったように、ちよっとこれはまずい状況だなっていう、ご判断だったんですか。
- 佐賀環境保全課長　環境保全課の担当の係の職員が、まず、18日に現地の方に向かいました。
- 今野副委員長　ひとり。
- 佐賀環境保全課長　いえ。18日、通報があった時は4名、で19日の方も。
- 内藤環境保全課係長　19日は3名。
- 佐賀環境保全課長　当初4名で対応させていただきまして、翌日19日、当初3名で向かった後、引き続き、現場の方、確認作業を行うということで、2名が現場の方に残りまして、引き続き、指導の方を、施工者に対して、指導の方を引き続き行っていたという状況でございますが、19日の日の、施工者の方の、対応が、非常に、威圧的な対応であったというようなことから必要であるというような判断をいたしまして、早急な対応が必要であるというようなことで判断をしております。
- 今野副委員長　はい。ここまでに至るプロセスとしては、18日に、保全課の4名の方達が行って、その場の雰囲気、課長なり部長なりに報告をして、これは、ちよっと生半可ではないんじゃないかっていうのを、部長が判断して、次の日は、19日にそれをまた見に行って、最終的な判断をしたってということなんでしょうけど、その時も部長や課長は、現場にいらしてないんですか。
- 小松澤市民生活部長　はい。私も課長も、現場には行っておりません。写真等で、その状況は逐一報告がありましたので、それに基づいた措置をとらなくてはならない。また、判断は、個別の案件毎にありますので。それは、私どもの判断で、やったと。
- 今野副委員長　わかりました。
- 島岡委員長　私からいいですか。・・・は、当然、家も何もわかってるんですけどでも、ここで、・・・の・・・さんを含めて訴えたといいましたよね。その家はわかってらっしゃるんですか。
- 佐賀環境保全課長　実際の家の方までは、確認をございません。
- 海老原委員　先程の委員会でも言ったんですけど。初動の資料をもらったんですけれ

ど、初動の対応として、7月18日、2行目かな、事業者である・・氏、施工業者・・氏に事情聴取とあるんだけど。その事情聴取したのが、順番も含めて、電話なのか。でも本人なのか、そこら辺がわからない。もうちょっと細かい資料を出してください。あと、18日最後の行に、搬入を停止するよう指導とあるんですが、誰に指導したのかがわからないので、その辺は出せないのかなあ。

○小松澤市民生活部長 大変言いにくいんですけども、弁護士に相談させていただきました。先日は告発のコピーを出せないかという話がありました。その辺をお話したらば、今後の、捜査、公判への影響があるので、弁護士としては、公開しない。というのを助言しますとありました。

○吉田（博）委員 公開しない。

○小松澤市民生活部長 公開しないということを弁護士としては、助言しますと。

○吉田（博）委員 助言、助言。

○島岡委員長 その他、ご質問ありますか。

○篠塚委員 すいません。事業者と施工業者、・・・・さんを、事業者と認定したのは、現場のところで、報告を受けて、本人に確認して、事業者と認定したというのがこちらとしては。

○小松澤市民生活部長 先程課長から話したように、現場行って、誰が施主なんだろうと。今、おっしゃった議員が事業主だと。19日に、私も立ち会って、誰が行為者なんだと。始まったんだろうって言ったらば、本人から、申し出があったんで、その際に、それは、どういった内容で、始まったのか。伐根伐採だと。穴埋めだという話があったので、それを頼んだ書類はあるんですかと聞きました。そうしたら、今ないと。後から出てきた。ご自身が頼んだと。その時は口頭ですけども。確認させていただいた。

○篠塚委員 そんな時は、残土条例に違反してることではないという、認識でいらしたんですか。

○小松澤市民生活部長 ご本人から残土条例に違反してないという話は、私は聞いてはおりません。ただ、情報の内容をお聞かせ、お示しして、違反ですという話はさせていただきました。19日に会ったときは、すでに、措置命令書が出来ておりましたので、それをお渡ししたというのは、記載のとおりです。

○吉田（千）委員 はい。すみません。今、そのお話、ちょっと確認になるんですが、18日の日に、無許可での土砂搬入は残土条例に違反になるため、搬入を停止するよう指導とあるんですが、これは、どなたに対して、ご指導していただいたんでしょうか。

○小松澤市民生活部長 来ていただきました事業者と、施工をやった人です。

○吉田（千）委員 ということは、きちんと残土条例違反になりますよということをお示してお話したという。事業者と、それから施工者にお話をしたということですね。はい。わかりました。

○小松澤市民生活部長 先日の資料に、18日の状況の写真がありますが、伐根伐採した状況でないことは一目瞭然であります。土も入っている。18日の写真がありますが、この状況を見れば、いわゆる、伐根伐採して、穴が空いちゃったので、前の土を寄せた

という状況ではないのは明らかであります。

○**島岡委員長** 木は立ってた訳ですよ。

○**小松澤市民生活部長** 作業前の状況は、職員も確認はしてないんで、18日に通報があって、現場に行ったのですから。

○**篠塚委員** ちょっと突っ込んだ話をさせていただきたいんですが、……からいただいた資料の時系列の中で、19日の日に、感想として、初めから議員である私の身分をはく奪しようとしているように感じられた。私に対して、個人攻撃の意図を感じられたというような感想があるんですが、お話の中で、そのようなことが、担当課としては、指導したということは、認識はありますか。

○**小松澤市民生活部長** 19日に私、面接をしてますけれども、先入観、或いは想像じゃなく、事実のみをお話しております。

○**篠塚委員** はい。市の対応に対して不満を持っているところがある。それに関しては、粛々と市の条例違反に対して、行動したということでもよろしいですか。

○**小松澤市民生活部長** はい。おっしゃるとおりです。

○**島岡委員長** いいですか。はい。それでは、意見、ご意見何かご質問、なければですね。よろしいですか。はい。執行部の皆様におかれましては、ありがとうございました。退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

(執行部退席)

○**島岡委員長** 執行部の皆様からお話を聞かせていただきまして、この委員会としてはどのような方向性でいくということで、皆さんからご意見をいただきたいんですけど。

○**吉田(博)委員** 委員長さ。

○**島岡委員長** はい。

○**吉田(博)委員** 正直もう頭が回らないから、来週火曜日に、また、決算特別委員会あるよな。それまでに、少し考えさせてもらっていいかな。

○**島岡委員長** それまで、頭を冷やすということでもよろしいですか。

○**篠塚委員** はい。委員長、よろしいですか。告発をした。受理をされるかされないかという大きなところがあると思うんですが、どちらかとなれば、これは受理された場合、司法法廷に渡ることになるんで、委員会としても、方向性も変わるでしょうし。こういう話し合いをしたということで、今後も委員会の皆さんに色々ご検討いただきたいと思います。

○**島岡委員長** そうですね。一番最初の特別委員会のときに、事態が変化した時には速やかに連絡していただいて、速やかに我々の委員会を招集するというので、皆さん、申し入れがあったと思いますので、それはそれに従いまして、次は、何日でしたっけ。

○**吉田(博)委員** 17日。

○**島岡委員長** 17日の決算特別委員会終了後に、またこの話を出していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、これで、臨時の総務市民委員会を終わりたいと思ひますが、最後に言ひたい人はいますか。

(「無し」の声あり)

○島岡委員長 それではご苦勞様でした。